

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年7月24日（金）午前10時 議場

出席委員（26名）

(委員長) 西 野 太 一				(副委員長) 徳 田 博 文							
新 井 章 太	伊 藤 ひろえ	今 城 雅 子	大 下 哲 治								
岡 田 啓 介	加 藤 彰	門 脇 由	小 枝 桃 子								
田 村 謙 介	塚 田 佳 充	津 田 幸 一	中 田 利 幸								
錦 織 陽 子	前 島 秀	又 野 史 朗	松 田 真 哉								
三 木 三 枝	森 田 悟 史	矢 倉 通 宏	矢 田 貝 香 織								
吉 岡 古 都	鷺 尾 一 樹	渡 辺 穰 爾	渡 邊 洋 介								

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】 長谷川部長

〔財政課〕 中本次長兼課長 中村課長補佐兼総括主計員

【經濟部】 石田部長

【文化観光局】 成田局長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 牧田主事

傍聽者

報道機関 0 社 一般 1 人

審查事件

議案第 70 号 専決処分について（令和 8 年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第 1 回））

議案第81号 令和8年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）

~~~~~

午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

本日は、当委員会に付託されました議案第70号及び第81号の、以上2件について総括質問を行っていただきます。

委員は質問席において、当局は自席にて、起立の上、発言をお願いいたします。

初めに、無所属、松田委員。

〔松田委員質問席へ〕

○**松田委員** 無所属の松田真哉です。無所属の議員は、所管以外の委員会の審査の質問ができるということなので、1件させていただきます。地域経済変動対策資金利子補助事業について、質問してまいりたいと思います。

まず、この本事業の概要について伺いたいです。

○西野委員長 石田経済部長。

○石田経済部長 今回の利子補助事業は、本市が県と協調いたしまして実施しております制度融資の地域経済変動対策資金の対象に、新たにエネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動が指定されたことに伴いまして、当該融資を受けられた事業者の利子負担を支援するために創設されたものでございます。本融資事業は、市町村の補助額の2分の1、これは県と市が半分ずつということでございますけれども、補助する間接補助のしくみとなっております。本市におきましても市内事業者の資金繰り支援や経営の維持・安定を図るため、県と協調して実施したいと考えているところでございます。補助事業の流れといたしましては、同資金の融資を受けた事業者に対しまして、利子額の3分の2を最大36か月間補助するものでございます。以上です。

○西野委員長 松田委員。

○松田委員 手上げというか県と協調すれば利子補助が付くと、事業者の方は融資申し込みをした場合、3年間は利子補助が適用になるということでもあります。この本事業について予算が成立して事業化すれば、利子補助の対象となる期間というのを、もう一度融資申し込みがいつからのものが、今回事業が通れば対象となるか伺いたいと思います。

○西野委員長 石田経済部長。

○石田経済部長 今回、予算をお認めいただきました場合には、速やかに事業を開始しまして4月に遡って融資を対象として利子の補助を行いたいと考えております。以上です。

○西野委員長 松田委員。

○松田委員 4月から遡って年度はいつまでのものになりますか。

○西野委員長 石田経済部長。

○石田経済部長 現在の予算の見込みをしておりますのは、年内の12月までの融資を対象とできるような見込みで予算を算出しているところでございます。以上です。

○西野委員長 松田委員。

○松田委員 申込があれば遡って4月以降の申込であっても利子補助の対象となるということなんですけれども、県はこの利子補助事業の決定はいつだったんでしょうか。

○西野委員長 石田経済部長。

○石田経済部長 県でございますけれども、県議会2月定例会におきまして提案されまして3月25日に可決成立しているものでございます。以上です。

○西野委員長 松田委員。

○松田委員 県が決まったのは3月25日だということで、今回米子市の場合は最終日8月4日が予算が正式に決まると思いますので、県の決定から4か月以上がタイムラグというわけですね。倉吉市なんかでは、今の段階でも4月段階で申し込んでも利子補助が付きますよということをオープンに決めてらっしゃって、業者者の皆さんから金融機関の方からもですけど資金繰りが大変なんで、すぐに申し込めれる、安心して利子補助が決めれるということをしてほしい、安心して申込できる状況にしていきたいということがあります。コロナの影響もあって事業者も大変な思いをして、今度は物価高騰とか円安ということで資金繰りとか厳しいところがあると思う。鳥取県の方も、先日もありましたけれども、1,000万円以上の倒産の方も、この上半期でほぼ倍増ということで増えてき

たということなんで、やっぱり事業者の皆さんは大変厳しい状況がずっと続いていると思うのです。３年前から利子補助というのは、レートでいうと１．６３パーセント、３分の１だけ事業者が負担ということで、３分の２が補助が付くということで事業とすれば１円の利益を生み出すのに大変苦慮して厳しい状況なんで、大変事業者にとって利子補助はありがたい制度だと思うんです。現場の声を聞くと、米子市の対応が正式に決まっていないので、融資を申込みしたいけれども判断をためらうというか先送りしてしまって、８月４日の予算が決まってから申込みしようかというようなことが現場ではあると聞いている。議決されて４月から溯ってというのはわかりますけれども、後から対象になるのと利子補助が決まって安心して事業者の皆さんが申込んでいただけることは、全く違うと思う。私としては、融資の申込みを先送りしてしまうようなケースも発生するのであれば、せっかくいい制度なので速やかに、倉吉市のように早い段階で予算を付けていただいて、今申込んでもどうなるか分からないのではなくて、一日一日が事業者の皆さんは勝負だと思うので、もっと早い段階で３月でも４月でも、今回臨時議会もありましたので例えば４月でもどうせするのならばせっかくいい制度なので、今後していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

**○西野委員長** 石田経済部長。

**○石田経済部長** この事業ですけれども、県と協調しているところで、県の制度が確定しているとか予算が決まった段階ということで、本市の予算編成の段階の流れの中で７月の議会になっているということでございますけれども、委員がおっしゃいましたようにいい制度であると言っていておりますので、私どもといたしましても、しっかり県の制度の把握に努めながら早期に事業が実施できるようにしたいと常々考えておりますけれども、臨時議会のような７月の定例会では間に合わないような事案と今回のものを一緒にさせていただくというところが判断がつかないところがありますけれども、県の事業の把握に努めながら早期の実施ができるようこちらの方としても考えていきたいと思っております。以上です。

**○西野委員長** 松田委員。

**○松田委員** いい制度なので、スピード感が３月に決まって最低でも４月、５月のところでは事業者の皆さんが安心して利子補助が付くから資金繰りが厳しいけれども、こういう制度があるから申込めるんだ、こういう状況で厳しいのでなかなかいい融資制度がなくて事業をやめようかなと思う事業者の方がもしかしたらおられるかも知れないので、せっかくいい制度だったら足並みをそろえていただいて、効果が十分に発揮できるようにスピーディーに事業者支援に円滑にお金を回していただくことを是非検討していただきたいと思います。倉吉市の方も出来るんだったら米子市の方もできると思いますので、速やかな利子補助を決定して安心して事業者が申込めるそういった環境を整えていただきたいと思います。以上で終わります。

**○西野委員長** 次に、無所属、吉岡委員。

〔吉岡委員質問席へ〕

**○吉岡委員** 無所属、吉岡古都でございます。議案第８１号、令和８年度米子市一般会計補正予算の中から、災害復旧事業（保健体育施設）について、質問します。

まず、この予算額の内訳と故障の状況について御説明ください。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 まず、予算額の内訳につきましては。照明制御設備改修工事が2, 265万4, 000円、分電盤取替修繕工事が1, 650万円でございまして、合わせて3, 915万4, 000円でございます。故障の状況につきましては、落雷により過大な電流が照明塔の配線に入り込んだことによりまして、LED照明自体には被害がおよびませんでしたけれども、照明塔2機の避雷器、事務室から照明塔全6塔を遠隔操作するための制御盤、照明塔1機に分電盤が故障している状況でございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 予算額の内訳の内訳といいますか、実際どこをどのように直す予定でしょうか。

○西野委員長 吉岡委員、通告はしていますか。

○吉岡委員 しています。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 内訳の内訳ということで分かる範囲でお答えさせていただきますけれども、照明制御設備改修工事まず一つ目ですけれども、こちらにつきましては被害を受けました避雷器になりますが、こちらを6機取替えをいたします。また、合わせて先ほど申し上げました遠隔操作するための制御盤についても、照明制御設備改修工事の中で取替えを行います。もう一つの分電盤取替修繕工事は、照明塔1塔に分電盤が故障しているとのことで先ほど話させていただきましたので、そちらの取替えを行う予定としております。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 壊れた避雷器以外の避雷器も全て照明塔の分を取替えると聞いています。また、その避雷器のレベルを上げると事前に聞き取りで伺っていますが、前回のLED化に伴う落雷対策はどういった基準に基づいて機器のレベルを設定したものか。緊急修繕における落雷対策の強化の考え方はどのようなものでしょうか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 令和6年度に実施いたしましたナイター照明設備LED化工事の落雷対策につきましては、国が定める基準に基づきまして、機器の落雷対策のレベルを設定しておりましたが、落雷により想定以上の電流が流れたことによりまして、一部の機器の故障に至ったものでございます。このたびの修繕におきましては、落雷被害を受けるリスクをより軽減するために、機器の落雷対策のレベルを上げて対応してまいりたいと考えてございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 その国の基準とは何でしょうか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 その基準につきましては、国が定めております建築設備設計基準でございます。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 担当課から資料提供をいただきまして、その建築設備設計基準の資料をいただいておりますが、これに記載のあるところが避雷器SPDです。そのクラスに関する

記載がありますが、これに基づきますと直撃雷による電流を防ぐためにはクラス１、誘導雷にはクラス２と記載がありますが、前回はどのレベルの避雷器が設置されたのでしょうか。そして、今回はどうされるのか。

**○西野委員長** 成田文化観光局長。

**○成田文化観光局長** 前回はクラス２を設置させていただいています。こちらにつきましても建築設備設計基準の方を満たしているものではありませんが、前回はクラス２で被害を受けたところもございますので、このたびの改修におきましてはクラス１・クラス２両方を適用していきたいと思っております。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** その辺りの落雷対策をどのようなレベルを施すかという考え方を今回この質問で聞きたかったことなのですが、いくら高いレベルの落雷対策を施しても１００パーセント被害を防げるわけではないということは承知をしておりますが、今回はＬＥＤ機器更新ということでＬＥＤ機器は雷への脆弱性ということが言われておりますので、計画段階、その前の段階、決定段階で落雷対策については、公文書公開をいたしましたけれども、議論された記録が全くありません。どこの会議体でいつの時点で議論されたのか伺います。

**○西野委員長** 成田文化観光局長。

**○成田文化観光局長** 令和６年度に実施いたしましたナイター照明設備ＬＥＤ化におきましては、落雷対策を含めまして、国が定める基準に基づきまして設計事業者と適宜、協議を行っていたところでございます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** とにかく建築設備設計基準なんですけど、先ほども言いましたがこれは直撃雷の場合はクラス１を使うように基準に書いてあるわけです。照明塔に落ちてくる雷は直撃雷ですか。誘導雷ですか。

**○西野委員長** 成田文化観光局長。

**○成田文化観光局長** 照明塔に直接当たるということであれば、もちろん避雷針が守ってくれるのですけれども、それは直撃雷ということになるかと思えます。直接当たるということであれば。ただ、誘導雷は避雷針がそもそも守ってくれていますので、それを地面に伸ばしてそれが地面の下から上がってくるのが誘導雷ですので、前提として避雷針が守ってくれて下から上がってきたのを誘導雷でＬＥＤ自体を守ることを想定しております。このたびの被害におきましても、避雷器のほうを守ってくれまして照明塔のＬＥＤ照明自体が無事でしたので、今回設定した避雷器が機能したのではないかと考えております。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** スポーツ振興課、営繕課含めまして、これまで話を伺ってきた中では、確かに先ほど局長がおっしゃったように、クラス２の避雷器でも何とかＬＥＤ照明機器そのものは守ってくれた、それが壊れて守るのが役目ですので守ってくれたということをお伺いしておりますが、結局それだけでは雷の電流を受けきれずに、建物内部の精密機器に多大な電流が流れてそちらも壊れてしまったと伺っておりますので、ここの部分でクラスが少な過ぎたというようなことがあるのではないかと考えておりますが、クラス１に当初しなかったその考え方について伺います。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 米子市民球場におきましては平成2年に設置されまして、それ以来このたびの被害に至るまでは、大きな落雷被害はありませんでした。ですので、クラス2これが国の基準ですけれども、それ以上のものにするとすることは、その時点においては考えなかったということでございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 LEDにした時の脆弱性というものが、頭になかったのかなというふうに今の御答弁で感じました。

次に、財源について伺います。今回の場合は、損害保険金の利用についてはどのようなになっていますでしょうか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 このたびの落雷被害につきましては、損害保険金の申請を行うこととしておりまして、照明制御設備改修工事のうち、市民球場の事務室内の修繕に係る部分が、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済事業の対象となることを確認しております。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 ということは、今、予算計上されてますが、このうちいくらか補填をされるということでしょうか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 保険につきましては、工事が完了次第、必要な手続きを進めまして保険金の受け取りをしましてそれを補填することになります。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 次に、この工事の費用対効果について伺います。令和6年度のナイター照明の修繕費用と今回の緊急修繕の費用は合わせていくぐらいでしょうか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 令和6年度のナイター照明設備LED化に伴います工事費につきましては、ブルペンの照明設備LED化の費用も含めまして3億1,680万円、この度の緊急修繕の工事費につきましては先ほど申し上げた3,915万4,000円でございます。合わせました額は3億5,595万4,000円でございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 合計で3億5,600万円ぐらいかかるということで、このナイター照明を使われる年間の利用回数はどれぐらいでしょうか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 ナイター照明を利用されました年間の利用件数につきましては、令和5年度が55件、令和6年度が32件、令和7年度が31件となっております。なお、令和6年度及び令和7年度につきましては、市民球場のリニューアル工事を実施しておりましたので、令和6年8月から令和7年6月までナイターの使用を休止しておりました。ですので、令和5年度に比べて令和6年度、令和7年度は利用件数が少なくなっているところでございます。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 近年は使えない時期が多かったということで、令和5年度の55件が参考になる値かなと思います。私も、これを少ないと考えるのか適当と考えるのかはそれぞれかなと思いますが、もうちょっとせつかく直すのであれば、ナイターの利用を増やしていかないといけないのかな、そうしないと費用対効果が出てこないのかなとか、税金の公平性ということも出てくるのかなと思いますが、今後、ナイター利用をさらに増やすような取組を何か考えておられますか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 現状におきましても、既にナイター照明の利用再開を望む声が届いている状況でございまして、修繕工事が完了しナイター照明が利用できる状況となった際には、市内で唯一のナイター照明を利用できる球場として、市の広報誌やホームページなどで積極的に広報に努めてまいりますとともに、野球協会などの競技団体を通じて各チームへの周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○西野委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私のもとには、このたびの落雷事故を受けましてもうナイターはいらないのではないかと市民の声や、他のナイター設備があつて野球ができる所に比べると、非常に米子市民球場のナイターは味があつて是非残していただきたいというお声、両方届いております。ただ、先ほども言いました、税金の使い方の公平性の観点から申し上げますと、もう少し利用が広がったほうがいいのかと思いますので、是非今般の猛暑の暑さ対策などに、新基準のナイターが使えるようなそういった取組をしっかりと進めていただきたいと思います。これまでのやりとりからも、計画を設計の段階で、LEDの脆弱性や今般の復興の激甚化というようなものが十分に考慮されて最初の設定がなされていたのかということに非常に疑問を持っております。国の基準というものを守ってとおっしゃいますが、それすらも解釈の違いといいますか捉え方の違いというものがあるのかなと思っています。それが、例えば営繕課の方であろうと市内の設計業者の方であろうと、経験のないことを取り組むというのは大変なことかなと思っておりますので、私としては、例えば屋外のスポーツ施設にLED照明を付けたことがある事業者さんのノウハウなどを最初の時点でしっかりと計画に取り入れるなどの発注方法が必要だったのではないかなと思っております。3月の委員会でも申し上げましたが、そのあたりの計画とかコンサルタントに関する市の考え方が、まだまだすごく簡単に考えておられるような気がする事案が散見されます、私から見て。そのほとんどが想定外であったということで、追加の予算計上で済まされているというふうに私は思っておりますが、そういったことが今後もその考えが続くのであれば、想定外でしたというようなことがどんどん増えていくのではないかと危惧をしておりますが、そういったことを踏まえまして工事の発注ということを見直すということを考えておられませんか。

○西野委員長 成田文化観光局長。

○成田文化観光局長 このたび実施いたしましたナイター照明設備LED化の設計業務につきましては、国の基準に基づく落雷対策を含む設計が実施されるよう仕様書も定めまして、市の発注基準に基づいて、指名競争入札によりまして事業者を決定したところでございます。決定した事業者におかれましても、国の基準に基づく落雷対策を含みます設計が適正に実施されたと考えておりますことから、現時点におきまして発注方法の見直しを

することは考えておりません。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** もう少しこのあたりの官民連携の考え方を取り入れていただきまして、しっかりノウハウのある民間事業者さんを活用していただきまして、想定外が減るようにしていただきたいと思うのですが、そのあたり前回の委員会では学校教育課のＬＥＤ照明取替えの件で、同じことを申し上げましたが、その時副市長は、そんな構造的な大きな問題ではないとの答弁でしたが今回の件についてはいかがですか。

**○西野委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、吉岡委員はＬＥＤ照明の脆弱性に基づく設計が不十分であったのではないかと繰り返しおっしゃっていますけれども、担当局長の方からお答えしたとおり設計通りＬＥＤは守られていたと改めて申し上げたいと思います。ＬＥＤの脆弱性を踏まえてレベル２の設定したこと自体に、妥当性が無かったような御発言が繰り返されていますけれども、我々はそのような評価をしておりません。設計通り避雷針、これは雷が落ちるとそこに電流が来て壊れるということになってますので、壊れて本体を守るそのとおり壊れて守ってＬＥＤ本体は損傷しておりませんので、ＬＥＤの脆弱性を踏まえたレベル２の設計が機能したという評価をしております。そのことははっきり申し上げたいと思います。ただ、もちろんだのくらいの電流が流れるかということは、さまざまな落雷の形態の中でマックスを言い出すと切りがないということがございますので、今回避雷器が壊れ本体が守られたのですが過電流がその先のＬＥＤまでは行きませんでしたけれども、一部の分電盤とか遠隔制御器に流れたという形跡が認められましたので、万が一これ以上の雷が落ちるということを想定したくはありませんけれども、更に被害が拡大する可能性もあるだろうと、今回は守られたのですけれどもこの機会に全てをレベル１も含めた対応に変えることに判断させていただいたものでございます。これは、実績に基づく変更でございます。したがって、今回のことが入札とか設計とかに不都合や不十分なところがあったのではないかという評価は我々しておりませんので、その点は改めて申し上げます。以上です。

**○西野委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 今の副市長からの答弁からも、ＬＥＤ照明の脆弱性というのは、照明器具そのものではなくて回路全体のことです。結局、その回路を伝わって制御盤が壊れているので、ＬＥＤ照明そのものは手動で点くんです。なぜなら、制御盤が壊れたら点きませんか。トータルで考えた脆弱性が考慮されていないのではないかということ申し上げておるわけですね。それと、発注方法もこれまで通りでいいということでしたので、今後もこういった想定外ということが起こらないことを願って質問を終わります。以上です。

**○西野委員長** 以上で総括質問は終わりました。

分科会審査の担当部分については、配付しております予算決算委員会分科会審査日程表及び審査担当表のとおりいたします。

次回の本委員会は、７月３１日午前１０時から開催いたします。

以上で、本日の予算決算委員会を閉会いたします。

**午前１０時３２分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

予算決算委員長      西   野   太   一